

# 京都府薬局機能情報提供制度実施要領

## 1 目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定による医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、京都府内で薬局開設の許可を受けている者（以下「薬局開設者」という。）が京都府知事（以下「知事」という。）に報告する事項及びその方法、京都府（以下「府」という。）による当該情報の公表等に関する具体的な実施方法等を定め、府民等による薬局の選択を支援することを目的とする。

## 2 情報の取扱い

薬局開設者は、薬局機能情報を知事に報告（変更内容の報告を含む。）し、知事は、原則、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表する。

薬局開設者は、薬局機能情報について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、当該薬局において、薬剤師等は、府民等からの相談等に適切に応じるよう努める。

## 3 報告及び公表事項

報告及び公表事項は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第11条の3に規定する事項及びその他府が定める事項（薬局機能情報報告・公表事項（別表1のとおり））とする。

## 4 報告方法

薬局開設者は、別紙報告書による報告又は事前に府から入手した薬局ごとのパスワードを利用したインターネットの登録画面（以下「登録画面」という。）に直接入力することにより、薬局機能情報を報告する。

なお、別紙報告書による報告の場合は、京都市内に所在する薬局は薬務課に提出し、京都市以外の地域に所在する薬局は管轄する府保健所に提出する。

### （1）定期報告

薬局開設者は、毎年1月31日までに、その前年の12月31日現在の状況について次により報告する。

#### ア 別紙報告書による報告の場合

- ① 前回報告した内容と同一であれば、前回の調査票の写しを添付する。
- ② 変更が生じた場合は、報告した内容に修正を加えた調査票を添付する。

#### イ インターネットを利用する場合

- ① 前回報告した内容と同一であれば、そのまま報告する。
- ② 変更が生じた場合は、報告した内容を修正し、報告する。

## (2) 新規開設許可の報告

新たに開設許可を受けた薬局開設者は、開設許可後、15日以内に、当該薬局の薬局機能情報を報告する。

## (3) 変更の報告

薬局開設者は、報告内容に変更が生じたときは、次の方法により報告する。

なお、法第10条に規定する変更の届出は、別に定められた方法により行うものとし、この報告によることはできないものとする。

### ア 別紙報告書による報告の場合

#### (ア) 基本情報等及び認定薬局に関する情報の変更

薬局開設者は「薬局機能情報報告・公表事項（別表1）」中、第1の1の基本情報（（1）薬局の名称、（2）薬局開設者、（3）薬局の管理者、（4）薬局の所在地、（5）案内用電話番号・ファクシミリ番号、（6）営業日・開店時間、（8）休業日）、3の薬局サービス等のうち（13）健康サポート薬局について及び（15）薬剤師不在時間並びに第2の1の（24）の⑬地域連携薬局の認定の有無及び⑭専門医療機関連携薬局の認定の有無（がん）（以下「基本情報等」という。）に変更が生じたときは、30日以内に報告する。

また、地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定を受けたときは、第2の2の（26）の⑫から⑳の内容（以下「認定薬局に関する情報」という。）を、認定を受けた日から30日以内に報告する。なお、認定を廃止した時は廃止した日から30日以内に認定薬局に関する情報を消去する。

#### (イ) 基本情報等及び認定薬局に関する情報以外の変更

薬局開設者は、基本情報等及び認定薬局に関する情報以外の情報に変更が生じたときは、定期報告により報告する。

ただし、府民に影響が大きいと考えられる事項については、随時報告するよう努めること。

### イ インターネットを利用する場合

薬局開設者は、薬局機能情報の管理、運営の観点から、変更した事項については、1月に1回以上を基本に、まとめて報告する。

## (4) 訂正の報告

薬局の開設者は、薬局機能情報に誤りがあったときは、速やかに報告する。

## 5 薬局機能情報の公表

府は、府民が必要な情報を抽出できる検索機能を有するシステムにより、薬局開設者から報告された薬局機能情報をホームページ上で速やかに公表する。

インターネットを利用できない環境にある府民に対しては、府のパソコンのモニター画面での表示等により公表する。

## 6 薬局による情報提供

府は、薬局による情報提供に関して、薬局開設者に対して、次に掲げる事項につ

いて、適切な指導・助言等を行い、本制度の円滑な運営に努める。

- (1) 薬局開設者は、薬局機能情報について知事へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法（電子メール、インターネット、パソコン等のモニター画面での表示、CD-R等の交付）による情報の提供を行うことができる。
- (2) 府は、薬局開設者が薬局機能情報の提供を適切に行っていない場合には、薬局開設者に対して、適切に情報を提供するよう指導することができる。
- (3) 府は、薬局開設者に対して、当該薬局において、住民・患者等からの薬局機能情報に関する相談・照会等について、適切な対応に努めるよう指導するとともに、患者から当該薬局以外の薬局に対する相談・照会等があった場合においても適切な対応に努めるよう指導する。

#### 附則

1 本要領は、平成20年2月22日から施行する。

2 平成19年10月1日付け9薬第1023号京都府保健福祉部衛生・薬務総括室薬務室長通知「薬局機能情報提供制度に係る報告について」に基づき報告された薬局機能情報は、本要領に基づき報告されたものとみなす。

#### 附則

本要領は、平成26年11月25日から適用する。

#### 附則

本要領は、平成27年5月22日から適用する。

#### 附則

本要領は、平成28年11月18日から適用する。

#### 附則

本要領は、平成30年10月15日から適用する。

#### 附則

本要領は、令和3年11月12日から適用する。

別表1

第1 管理、運営、サービス等に関する事項	1 基本情報	(1) 薬局の名称	第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項	1 業務内容、提供サービス	(22) 認定薬剤師の種類及び人数	
		(2) 薬局開設者				(23) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数
		(3) 薬局の管理者				(24) 薬局の業務内容
		(4) 薬局の所在地				① 無菌製剤処理に係る調剤の実施
		(5) 案内用電話番号・ファクシミリ番号				② 一酸化炭素に係る調剤の実施
		(6) 営業日・開店時間				③ 麻薬に係る調剤の実施
		(7) 閉店時間外で相談できる時間				④ 浮遊薬及び湯薬に係る調剤の実施
		(8) 休業日				⑤ 薬局製剤の実施
	2 薬局へのアクセス	(9) 薬局までの主な利用交通手段				⑥ 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施
		(10) 薬局保有の駐車場の有無				⑦ 薬剤服用歴管理の実施
		① 駐車場の有無				⑧ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施
		② 駐車場数				⑨ 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付
		③ 有料の場合の料金				⑩ 患者の薬剤服用歴その他の情報を電磁的記録をもって一元的かつ経時的に管理できる手帳を所持する者の対応の可否
	3 薬局内サービス等	(11) 案内用ホームページアドレス				⑪ オンライン服薬指導の実施の有無
		(12) 案内用電子メールアドレス				⑫ 電磁的記録をもって作成された処方箋の受付の可否
		(13) 健康サポート薬局について				⑬ 地域連携薬局の認定の有無
		(14) 相談に対する対応の可否				⑭ 専門的医療機関連携薬局の認定の有無(がん)
		(15) 薬剤師不在時間				⑮ 特記事項(※2)(後発医薬品の取扱い可能など)
		(16) 外国語対応				(25) 地域医療連携体制
	4 費用負担等	(17) 障害者に対するサービス内容				① 地域におけるフレアボイド事例の把握・収集に関する取組
(18) 車椅子利用者に対するサービス内容		② 地域におけるプロトコルに基づいた薬物治療管理(PBPM)の取組				
(19) 感染症防止対策		③ 地域医療情報連携ネットワークへの参加				
(20) 医療保険又は公費負担の取扱い		④ 退院時の情報を共有する体制				
	(21) 費用の支払いに関する事項	⑤ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制				
		⑥ 地域住民への啓発活動への参加				
		⑦ 入院時の情報を共有する体制				
		(26) 実績、結果等に関する事項				
		① 薬剤師数(※1)				
		② 副作用等に係る報告の実施件数				
		③ 医療安全対策に係る事業への参加				
		④ 情報開示の体制				
		⑤ 症例検討会の開催				
		⑥ 処方箋を応需した者の数				
		⑦ 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数				
		⑧ 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域医療に係る会議に参加した回数				
		⑨ 患者の服薬状況等を医療機関に提供した実施件数				
		⑩ 患者満足度調査の実施				
		⑪ 患者満足度の調査結果の提供				
		⑫ (地域連携薬局)地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数				
		⑬ (地域連携薬局)利用者が医療機関に入院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数				
		⑭ (地域連携薬局)利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数				
		⑮ (地域連携薬局)その他医療機関に情報を共有した回数				
		⑯ (地域連携薬局)休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数				
		⑰ (地域連携薬局)在庫として保管する医薬品を必要場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数				
		⑱ (地域連携薬局)麻薬に係る調剤を行った回数				
		⑲ (地域連携薬局)無菌製剤処理に係る調剤を薬局で実施した回数				
		⑳ (地域連携薬局)無菌製剤処理に係る調剤を他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数				
		㉑ (地域連携薬局)無菌製剤処理に係る調剤について他の薬局を紹介した回数				
		㉒ (地域連携薬局)地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数				
		㉓ (地域連携薬局)居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数				
		㉔ (専門医療機関連携薬局)がんに係る専門性の認定を受けた薬剤師の人数				
		㉕ (専門医療機関連携薬局)専門的な医療の提供を行う医療機関に情報を共有した回数				
		㉖ (専門医療機関連携薬局)休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数				
		㉗ (専門医療機関連携薬局)在庫として保管する医薬品を必要場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数				
		㉘ (専門医療機関連携薬局)麻薬に係る調剤を行った回数				
		㉙ (専門医療機関連携薬局)地域における他の薬局解説者に対してがんに係る専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数				
		㉚ (専門医療機関連携薬局)地域における他の医療提供施設に対してがんに係る医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数				
		(27) 薬局サービスについて(※2)				
		① 一般用医薬品の取扱				
		② 衛生材料の取扱				
		③ 医療機器の取扱				
		④ キザミ漢方の取扱				

(※1)員数表記を行うこと

(※2)京都府独自項目